

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製造者情報 会社 **ホーザン株式会社**
住所 大阪市浪速区幸町1-2-12
担当部門 マーケティンググループ
お問い合わせ窓口 ホーザンテクニカルホットライン
電話番号 06(6567)3132
製品番号 Z-294
製品名 オーバーホールクリーナー

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : エアゾール : 区分1
引火性液体 : 区分2
健康有害性 : 皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A
生殖毒性 : 区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1
環境有害性 : 水性環境有害性 短期(急性) : 区分1

注)「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当する危険有害性項目は記載していない。

GHSラベル要素

絵表示 :



注意喚起語 : 危険
危険有害性 : 極めて可燃性/引火性の高いエアゾール
高圧容器 : 熱すると破裂のおそれ
引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
飲み込んだ場合、血管系の障害のおそれ
長期又は反復ばく露の場合、肝臓、中枢神経系、末梢神経系の障害のおそれ
水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

- : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 熱、高温のもの、火花、裸火、及び他の着火源から遠ざけること。
- 禁煙。
- 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地しアースをとること。
- 防爆型の機器(電気/換気/照明等)を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- 煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後は触れた可能性のある体の部位をよく洗うこと。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 環境への放出を避けること。

応急措置

- : 皮膚(又は髪)に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮膚を水で洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診察/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合 : 医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡して診察/手当てを受けること。
- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 特別な処置が必要である。
- 火災の場合 : 消火するために泡、ドライパウダー、炭酸ガスを使用すること。
- 漏出物を回収すること。

保管

- : 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
- 換気の良い場所で保管すること。
- 涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

廃棄

- : 内容物及び容器を地域の規則に従って廃棄すること。
-

3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物	： 混合物		
化学物質の名称	： 石油系溶剤、液化石油ガス、アルコール		
含有率	： シクロヘキサン 32%未満、エタノール 15%未満、液化石油ガス30%含有 全体でヘキサン 2.0%未満		
官報公示整理番号	： シクロヘキサン (3)-2233	(化審法、安衛法)	
	石油系溶剤	登録あり	(化審法、安衛法)
	エタノール (2)-202	(化審法、安衛法)	
	プロパン (2)-3	(化審法、安衛法)	
CASNo.	： シクロヘキサン 110-82-7		
	石油系溶剤	あり	
	エタノール 64-17-5		
	プロパン 74-98-6		

4. 応急措置

吸入した場合	： 新鮮な空気の場所へ移し、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	： 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐ。 皮膚を多量の流水又はシャワーで洗う。 医師の診察／手当てを受ける。
眼に入った場合	： 水で数分間注意深く洗う。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。 その後も洗浄を続ける。 医師の診察／手当てを受ける。
飲み込んだ場合	： 多量の水を飲ませる。 自然に嘔吐出来る場合には自発的に吐き出す。 患者に意識がない場合や、けいれんを起こしている場合には、決して水等の物を与えてはいけない。 医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

消火剤	： 小規模な場合： 炭酸ガス、泡、ドライパウダー 大規模な場合： 散水、噴霧水、一般の泡消火剤 ※棒状の水は使用してはならない。
特有の消火方法	： 引火点が極めて低いので、消火の効果がないおそれがある場合は散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	： 消火作業の際には有害なガスを吸い込まないように呼吸用保護具を着用し、風上から作業する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ： 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- 直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- 関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
- 風上に留まり、容器の漏出部は、上向きにし、完全にガスを噴出させてから処置をする。
- 低地から離れる。
- 密閉された場所に入る前に換気する。

- 環境に対する注意事項
- ： 環境中に放出してはならない。
 - 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ： 危険でなければ漏れを止める。
- 漏出物を取り扱うとき用いるすべての設備は接地する。
- 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策
- ： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 注意事項
- ： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項
- ： すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。
 - 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 - 容器を転倒、又は落下させ、衝撃を加えたり、引きずるなどの取り扱いをしてはならない。
 - 眼に入れない。
 - ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
 - 皮膚との接触を避ける。
 - 取り扱い後はよく手を洗う。
 - 屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。

保管

- 適切な保管方法
- ： 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。
 - 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けない。
 - 保管場所の床は、床面に水が浸入しない構造とする。
 - 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 - 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
 - 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。(禁煙)
 - 酸化剤から離して保管する。
 - 容器は直射日光や火気を避ける。
 - 容器を密閉して換気の良い冷所で保管する。

安全な容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
 静電気放電に対する予防措置を講ずる。
 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために、排気用の換気を行う。
 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
 気中濃度を推奨された許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会(2005年版) シクロヘキサン 40ppm
 ACGIH(2009年版) TWA シクロヘキサン 50ppm
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 有機ガス用吸収缶の防毒マスク
- 手の保護具 : ゴム手袋
- 眼の保護具 : 安全眼鏡(ゴーグル型)又は顔面全体の保護具
- 皮膚及び身体の保護具 : 作業服、安全靴

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : あり
- 融点 : $\leq 7^{\circ}\text{C}$
- 沸点 : $\geq 69^{\circ}\text{C}$
- 爆発下限界及び上限界/可燃限界
 : 爆発下限界 : 1.1 vol% 上限界 : 19.0 vol%
- 引火点 : $\leq 13^{\circ}\text{C}$ (セタ密閉式)
- 自然発火点 : $\geq 225^{\circ}\text{C}$
- 溶解度 : 水に部分混和する
- Log Pow : 3.9
- 密度 : $0.73\text{g}/\text{cm}^3$
- その他 : データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 「危険有害反応可能性」を参照。
- 化学的安定性 : 40℃以上になると破裂のおそれがある。
常用温度で缶内圧は約0.48MPa。
流動、攪拌などにより静電気が発生し、引火爆発の危険性がある。
- 危険有害反応可能性 : 高圧ガスが入っている。
加熱、衝撃等により破裂する危険がある。
可燃性の液化ガスであり、空気と爆発性混合ガスを形成しやすい。
車内で放置すると窒息及び酸欠になることがある。
特定の条件下で爆発性過酸化物を生成する可能性がある。
強酸化剤、酸塩化物、酸無水物、アルミニウム、銅と反応する。
樹脂、ゴム、被膜剤を侵す。
- 避けるべき条件 : 高温、静電気
- 混触危険物質 : 酸化剤、還元剤、強酸、強アルカリ、酸無水物、アルミニウム、銅
- 危険有害な分解生成物 : 熱分解や燃焼により、窒素酸化物や一酸化炭素等の有毒なガスを生じるおそれがある。

11. 有害性情報

- 急性毒性(経口) : ラット LD₅₀ 9500mg/kg(推定値): 区分に該当しない
- 皮膚腐食性/皮膚刺激性: 刺激性あり : 区分2に該当
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
: 刺激性あり : 区分2Aに該当
- 生殖細胞変異原性 : in vivo 陰性 : データ不十分につき分類できない
- 生殖毒性 : EU-RAR(2004)及びACGIH(2002)データより : 区分1Aに該当
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
: ラビットへの経口投与試験において以下の臓器損傷データあり
血管系の障害、呼吸器への刺激、眠気又はめまいのおそれ : 区分2に該当
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
: ヒト慢性ばく露で多発性神経障害が認められることから、標的臓器は中枢神経系及び末梢神経系であると判断される。
ヒトでアルコールの長期大量摂取により肝臓障害が認められることから、標的臓器は、肝臓であると判断される。 : 区分1に該当
- 誤えん有害性 : 霧状で噴霧されるため、区分に該当しない。
- その他 : データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	: シクロヘキサン 甲殻類 EC ₅₀ (48hr) 0.9mg/L
残留性・分解性	: 分解性あり
生態蓄積性	: 低蓄積性
土壤中の移動性	: データなし
水生環境有害性短期(急性)	: 48時間 EC ₅₀ (甲殻類) ≤1mg/L: 区分1
水生環境有害性長期(慢性)	: 分解性があり、蓄積性が低い : 区分に該当しない
オゾン層への有害性	: モントリオール議定書のリストにない : 区分に該当しない

13. 廃棄上の注意

ガスを完全に抜いた後に廃棄すること。

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上で、処理を委託する。

中身を使い切ってから分別廃棄する。

中身が出なくなるまで使い切った後でも破裂するおそれがあるのでそのまま火中に投じないこと。

14. 輸送上の注意

国連番号	: 1950
品名(国連輸送名)	: エアゾール
国連分類	: クラス2.1
輸送の特定の安全対策及び条件	: 輸送に際しては容器を40℃以下に保ち、転送、落下並びに損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 「7. 取扱い及び保管上の注意」項の記載にも注意する。
国内規則	: 消防法危険物 第四類 第一石油類 非水溶性液体

15. 適用法令

化審法	: ノルマルヘキサン 優先評価化学物質に該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示及び通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2) 政令番号 : シクロヘキサン第232号、エタノール第61号、ノルマルヘキサン第520号 危険物・引火性のもの、可燃性のガス(施行令別表第1第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
消防法	: 危険物 第四類 第一石油類 非水溶性液体
高圧ガス保安法:	: 適用除外(液化ガス・可燃性ガス) 但し、政令告示並びに高圧ガス保安一般規則規定に従う。
毒物及び劇物取締法	: 該当しない

化学物質排出把握管理促進法

： 第1種指定化学物質

ヘキサン ； 管理番号 392

シクロヘキサン ； 管理番号 629

海洋汚染防止法 ； 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

船舶安全法 ； 高圧ガス、引火性液体類

(危規則第2,3条危険物告示別表第1)シクロヘキサン、ノルマルヘキサン

(危規則第3条危険物告示別表第1) エタノール

航空法 ； 高圧ガス、引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)

労働基準法 ； 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)

製品中の含有量や使用・保管する総数などの諸条件、また法令の改正により、必ずしも適用されるものではありません。

詳しくは各法令をご確認ください。

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、製品の適応性・安全性を保証するものではありません。取扱いには十分注意してください。

このデータの使用による損失や損害について一切責任を負いません。ご使用者の責任において安全対策を実施の上、取扱い願います。
